

2003年5月、リン

った。

ゴ関係者の間に衝撃的なニュースが入った。台湾の国際特許法律事務所からの情報で、中国広州市の会社が「青森」という商標登録を中国政府に申請したという。中国商標法によると、公告から3カ月以内に異議申し立てがない場合、登録が許可されることになっている。

登録されると、「青森」

5万トン時代へ 青森リンゴ輸出

36

請したというものだ。

ジェットロ（日本貿易振興機構）を通じて、確認したところ、果物・野菜

やコメ・麺類、衣服など異なる五つの分野で、商標登録の公告ないしは申請が出ていることが分か

急ぎよ、県と農林水産

という文字を使用して中国に輸出することができなくなることや、中国産のリンゴなどに「青森」という文字が使われて流通する恐れがあると大騒ぎになった。

台湾、香港で商標を取得

関係団体23者が共同で期限ぎりぎりの同年7月末に最初の異議申し立てを行い、その後順次異議申し立てを行った結果、最

最終的に2008年3月までに、中国商標局が5件全てについて本県側の異議の主張を認め、「青森」という商標は登録されずに決着した。

湾、中国、香港など漢字圏で積極的に青森リンゴの商標を登録する動き（台湾と香港で2010年取得、中国は拒絶）があったほか、県に知的財産支援センターが設置され、海外商標の定期的な監視活動も始められている。



県りんご対策協議会が作製した海外用青森りんごシンボルマーク（同協議会提供）

この間、海外の制度に不案内だったこともあり、日本政府を通じて中国政府への折衝や国際特許法律事務所を活用した異議申し立て手続きに200万円以上の経費を要するなど、多くの困難を伴った作業を強いられた。

古くは、偽物の青森リンゴをアジア各地で見かけたものだが、時がたつて偽物販売の戦略も巧妙化しているようだ。（県りんご輸出協会事務局長 深澤守）

この事件を契機に、台

局長 深澤守